

令和6年度 財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査
(財政援助団体監査・指定管理者監査)

第3 監査の対象及び実施日

1 財政援助団体監査

団 体	一般社団法人 敦賀観光協会
所 管 課	まちづくり観光部観光誘客課
実 施 日	令和6年11月25日

2 指定管理者監査

(1) 敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場

指定管理者	ONE team (共同事業体)
所 管 課	まちづくり観光部観光誘客課
実 施 日	令和6年7月29日

(2) 敦賀市知育・啓発施設

指定管理者	丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体
所 管 課	まちづくり観光部まちづくり推進課
実 施 日	令和6年8月6日

(3) 敦賀市駅前立体駐車場

指定管理者	タイムズグループ
所 管 課	まちづくり観光部交通政策課
実 施 日	令和6年8月6日

第4 監査の実施内容

財政援助団体等の監査対象に係る出納その他の事務の執行及び所管課の団体に係る事務の執行が適正に行われているかについて、関係書類の調査を行うとともに、団体等及び関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。また、指定管理者監査においては、対象施設の管理運営状況について現地調査を併せて実施した。

第5 監査の結果

第1から第4及び後項に記載する各監査の着眼点のとおり監査した限りにおいて、財政援助団体が行った当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行及び指定管理者が行った当該施設の管理運営等に係る出納その他の事務の執行並びに所管課の団体等に係る事務の執行については、おおむね適正に行われていると認められた。

監査の結果の詳細は後述のとおりであるが、軽易な事項については口頭にて指導・助言を行ったので、その記述は省略した。

なお、監査結果の区分は次のとおりである。

< 監査結果の区分 >

勸告	(1) 監査委員が特に措置を講ずる必要があると認めるもの (地方自治法第199条第11項)
指摘事項	(1) 法令、条例、規則等に違反しているもの (2) 著しく不当又は適正を欠くもの
指導事項	(1) 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠く事項で是正を必要とするもの (2) 経済性・効率性・有効性の観点から、改善や見直しの検討を求めるもの
業務意見	(1) その他監査の結果に伴う、各業務等に対する監査委員の意見

財政援助及び出資団体監査

1 監査の対象

団 体 一般社団法人 敦賀観光協会
監査区分 財政援助（補助金）
所 管 課 まちづくり観光部観光誘客課

2 監査の着眼点

【 団体に関する事項 】

- (1) 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- (2) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- (3) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (4) 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。

【 所管課に関する事項 】

- (1) 補助金等の財政的援助の決定は法令等に適合しているか。
- (2) 補助金交付要綱等は適正に整備されているか。
- (3) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (5) 補助金等交付団体への指導・監督は適切に行われているか。

3 監査の結果

【 団体・所管課共通事項 】

< 業務意見 >

○港都つるが株式会社と統合していくことから、運営方法について双方で確認しあい適正な運営に努めていただきたい。

【 団体に関する事項 】

< 指導事項 >

○経営の透明性を図るため、決算書一式、科目内訳書等作成し所管課と確認をし

ていただきたい。

○物販の売上げについて、領収書は連番になったものを使用し誤記等の領収書も破棄はせず、領収書の金額と現金、入在庫の記録と整合しているか確認をし、適正な管理に努めていただきたい。

○在庫の棚卸しについては、所管課と双方で確認を行い適正な在庫管理に努めていただきたい。

< 業務意見 >

○事務所の移転効果について、現場から積極的に提案していただき、所管課と連携を図っていただきたい。

○他地区の観光協会における不正事例等については、所轄課及び団体で情報共有を実施し、不正の発生を防止する体制の整備を図っていただきたい。

【 所管課に関する事項 】

< 業務意見 >

○市の各部署で観光客を誘致していくために取り組んでいますが、取り組んだ結果についての情報集約を行い、次に生かしていただきたい。

指定管理者監査

1 監査の対象

- (1) 敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場
指定管理者 ONE t e a m（共同事業体）
所 管 課 まちづくり観光部観光誘客課
- (2) 敦賀市知育・啓発施設
指定管理者 丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体
所 管 課 まちづくり観光部まちづくり推進課
- (3) 敦賀市駅前立体駐車場
指定管理者 タイムズグループ
所 管 課 まちづくり観光部交通政策課

2 監査の着眼点

【 指定管理者に関する事項 】

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 施設活性化のための努力はなされているか。
- (4) 施設の管理に係る収支会計経理は適正に行われているか。

【 所管課に関する事項 】

- (1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (5) 業務の履行確認及び指定管理者への指導監督は適切に行われているか。

3 監査の結果

- (1) 敦賀きらめき温泉リラ・ポート、敦賀市グラウンド・ゴルフ場

【 指定管理者に関する事項 】

< 指導事項 >

- 施設運営の定量的な目標数値を見直していただきたい。施設の運営実績を踏まえて、所管課と定量的な数字の共有を図っていただきたい。
- 安全面について、大きな施設であることから火災等による避難誘導においては、室内だけでなく屋外での誘導についても確認を行い、安全対策に努めて

いただきたい。

- 備品の管理について、一部備品シールが貼られてないため貼付していただき、また貼りにくい備品は写真データ等で整理する等、適切な管理に努めていただきたい。

【 所管課に関する事項 】

＜ 業務意見 ＞

- 施設の実態や資金状況について、適正に把握するためにも資金の状況は毎月、指定管理者と共有をしていただきたい。
- 備品の管理について、市の貸与物品が多いことから備品の点検の際には立ち合い、適切な管理に努めていただきたい。

(2) 敦賀市知育・啓発施設

【 指定管理者に関する事項 】

＜ 指導事項 ＞

- 本の在庫の棚卸しの際、帳簿と品物で数量が違うものは書面で報告し適切に管理を行っていただきたい。
- カフェの売上日報について、レジの売上記録を添付の上、正確な会計管理に努めていただきたい。
- 返品された書籍について、市の返品実績を確認し在庫書籍、返金予定額の報告を行っていただきたい。
- レジのデータについて、返金処理をした実績については品物の確認を行う、または現金を扱う職員の返金処理が出来ないよう対応を行っていただきたい。

＜ 業務意見 ＞

- 来訪者が不特定多数となることから、防犯や災害の両方面から各店舗等と連携を取って安全管理に努めていただきたい。

【 所管課に関する事項 】

＜ 業務意見 ＞

- 本部間接費について、金額の根拠を別途記載するよう検討していただきたい。

(3) 敦賀市駅前立体駐車場

【 指定管理者・所管課共通事項 】

＜ 指導事項 ＞

○喫煙室について、24 時間使用できるため、安全確認の項目に付け加えるよう
双方で検討を行っていただきたい。

【 指定管理者に関する事項 】

< 業務意見 >

○安全面に関して、消防等の関係も含め、マニュアルは誰もが分かる場所に設置していただき、火災が発生した際の避難誘導を迅速に行えるよう意識付けに努めていただきたい。